第百五十七条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第三号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第四項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)を「第一項第一号ホ(2)」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第百五十七条第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十五」に、「百分の九十四」を「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

第百六十六条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第百七十一条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）」を「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第百七十一条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る環境性能割について第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合